



発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)……………
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 市街地再開発組合の解散認可……………
- …(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 知事指定薬物の指定……………
- …(福祉保健局健康安全部業務課)……………
- 告示 (教)
- 東京都立中央図書館の休館……………
- 東京都立多摩図書館の休館……………
- 告示 (内水漁管)
- 東京都内水面における共同漁業に係る漁場計画案についての公聴会の開催……………
- 告示 (下水)
- 指定納付受託者の指定……………
- 告示 (議)
- 東京都議会公印規程の一部改正……………

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………
- …(同)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
- …(下水道局)……………

告示

●東京都告示第千五百八十二号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三四三	雑誌	DAITO COMI CS BLシリーズ	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		愛重執心 五五九六〇一〇六 株式会社秋社	

●東京都告示第千五百八十三号

都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千六百六十三号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業葛飾第二・二種類及び名称 ・四十六号青戸六丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十一年八月十二日から令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第千五百八十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき新橋田村町地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千五百八十五号

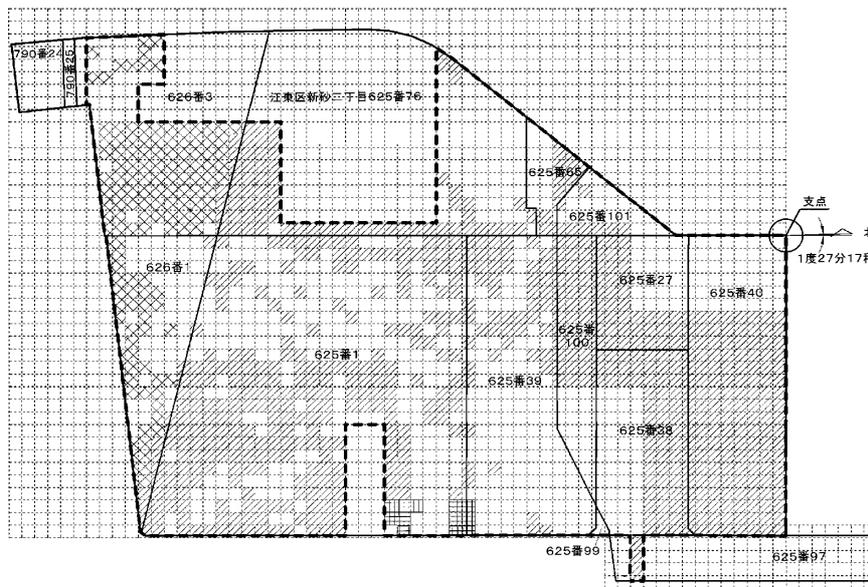
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- - - -: 調査対象地
- : 筆境界
- ▨: 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧: 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号、平成28年東京都告示第975号、平成29年東京都告示第1853号、平成30年東京都告示第676号及び第831号、平成31年東京都告示第35号、令和3年東京都告示第1463号並びに令和4年東京都告示第1167号及び第1270号により指定した区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号並びに令和4年東京都告示第1167号及び第1270号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【支点】

支点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度(1度27分17秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百八十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和四年十二月十七日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2- (3-メトキシフェニル) -2- [(プロパン-2-イル) アミノ] シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	MXiPr, Methoxisopropamine
(2)	N-メチル-1- (5-メチルチオフェン-2-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類	5-MMPA, Mephedrene
(3)	2- {2- (4-エトキシベンジル) -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	Etazene, Etodesnitazene
(4)	N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-HEXINACA, ADB-HINACA
(5)	N- (1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル) -1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	APP-BINACA, APP-BUTINACA

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第六十三号

東京都立図書館館則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

令和四年十二月十六日

東京都教育委員会

一 期日 令和五年一月四日、同月六日から同月十一日まで及び同月二十日

二 理由 設備等の保守点検、図書資料の特別整理及び東京都立図書館情報システム更新のため

●東京都教育委員会告示第六十四号

東京都立図書館館則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第十一条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和四年十二月十六日

東京都教育委員会

一 期日 令和五年一月四日、同月六日から同月十一日まで及び同月二十日

二 理由 設備等の保守点検及び東京都立図書館情報システム更新のため

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東京

都内水面における共同漁業に係る漁場計画の案について、次のとおり公聴会を開催します。
なお、漁場計画の案は、本委員会事務局に備え付けてあります。

令和四年十二月十六日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

一日時及び場所

令和五年一月十八日（水曜日） 午後二時

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二

十一階南側 海区漁業調整委員会室

(注) 開催日時については、天災その他やむを得ない事情による場合は順延する。

二 公述人の範囲

- (一) 漁業権者
- (二) 入漁権者
- (三) 漁業協同組合関係者
- (四) 遊漁者
- (五) その他利害関係者

三 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面を令和五年一月十一日（水曜日）までに東京都内水面漁場管理委員会（新宿区西新宿二丁目八番一号東京都産業労働局農林水産部水産課内 郵便番号一六三八〇〇一）に提出してください（郵送の場合は、令和五年一月十一日（水曜日）までに必着のこと。）。

四 案件

東京都内水面における共同漁業に係る漁場計画の案について

告 示（下水）

●東京都下水道局告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (一) 株式会社リクルートペイメント
千代田区丸の内一丁目九番二号 グラントウキョウ
サウスタワー三十四階
 - (二) 株式会社DGフイナンシャルテクノロジー
渋谷区恵比寿南三丁目五番七号
- 二 指定年月日
令和四年十二月十六日

告 示（議）

●東京都議会議長告示第三号

東京都議会公印規程（昭和五十一年東京都議会議長告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月十六日

東京都議会議長 三 宅 しげき

第四条第一項中「公印引継ぎ書」を「公印引継書」に改める。

第九条の見出し中「命免」を「指名」に改め、同条第二

項中「局長が所属職員」を「公印管理者が自己の指揮監督する職員」に、「命免」を「指名」に改め、同条第四項中「に事故がある場合」を「が不在であるとき」に改める。
第十条中「公印は、」を「公印管理者は、公印を」に、「収納し」を「収納することのほか、盗難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに」に改める。

第十一条第一項中「照合」の下に「（以下「公印照合」という。）」を加え、同条第二項中「照合した」を「公印照合を行った」に改め、「公印照合・押印欄」の下に「署名し、又は」を加える。

第十二条第一項中「同項の照合」を「公印照合」に改め、同条第二項中「を公印管理者」を「及び必要な事項を記入した別記第七号様式による公印事前押印・刷り込み文書等処理簿を公印管理者」に改め、同条第三項中「別記第七号様式による」を「事前押印をした文書等を施錠できる書庫等において適切に管理するとともに、」に改め、「事前押印をした文書等の」を削り、同条第四項中「回付し」を「引き渡さ」に改め、同条第五項中「回付」を「引渡し」に改める。

第十三条第二項中「事前押印」を「事前押印を」に、「刷り込み」を「刷り込みを」に改める。
別記第一号様式中「~~公印~~」を「~~公印~~」に改める。

別記第七号様式中「~~公印~~」を「~~公印~~」に改める。

附 則

この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都議

会公印規程別記第一号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するこ
とができる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)自由が丘二丁目計画
- 二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目二十七番一ほか八筆
- 三 設置者名 イオンモール株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 目黒区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和四年十二月一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和四年十二月十六日から令和五年一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に
供する。

令和四年十二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名、店舗所在地及び設置者名
- (一)ア 店舗名 アニメイト池袋本店
- イ 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目二十番十号ほか
- ウ 設置者名 株式会社アニメイトホールディングス
- (二)ア 店舗名 (仮称)東池袋二丁目計画
- イ 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十三番七ほか
- ウ 設置者名 住友商事株式会社
- (三)ア 店舗名 町田ビルディング
- イ 店舗所在地 町田市原町田六丁目二番六号
- ウ 設置者名 株式会社丸井
- (四)ア 店舗名 町田セブンビル
- イ 店舗所在地 町田市原町田六丁目一番六号
- ウ 設置者名 町田セブンビル株式会社
- (五)ア 店舗名 道玄坂共同ビル
- イ 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二十九番一号
- ウ 設置者名 道玄坂共同ビル株式会社
- (六)ア 店舗名 ケーズデンキ立川店
- イ 店舗所在地 立川市泉町八百四十一番七ほか
- ウ 設置者名 株式会社立飛リアルエステート

二 東京都の意見の概要

ア 概要
一(一)から(六)までの店舗に係る届出に
ついては、区市の意見に配慮すると
ともに、大規模小売店舗立地法第四
条に基づく指針を勘案し、総合的に
判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和四年十一月二十九日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振
興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

四 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年
一月十六日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九
号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者
を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業
者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七
条の規定により公告する。

令和四年十二月十六日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称 代表者 事業所所在地

五八四九 株式会社 三國 奉博 西東京市保谷町五丁
目六番二十一号
S M K

五八五〇 株式会社 金子 賢次 大田区西蒲田八丁目

Pol y v a l e n t 十五番十号 小森ビル二階

五八五一 株式会社 斎藤 浩一 府中市新町一丁目二 斎藤設備 工業 十五番地の六

五八五二 S I R O 白髭 一己 杉並区上井草二丁目 草グリーンハイツ三 二十五番七号 上井 一〇六号室

五八五三 増田 増田 忠志 府中市若松町四丁目 五十二番地の二十六

二 指定年月日
令和四年十一月十六日

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

